

## 【表紙】

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長殿                            |
| 【提出日】      | 平成27年12月25日提出                      |
| 【計算期間】     | 第15計算期間（自 平成26年9月26日 至 平成27年9月25日） |
| 【ファンド名】    | ニッセイ日本ストラテジックオープン                  |
| 【発行者名】     | ニッセイアセットマネジメント株式会社                 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 宇治原 潔                      |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号                  |
| 【事務連絡者氏名】  | 投資信託企画部 茶木 健                       |
| 【連絡場所】     | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号                  |
| 【電話番号】     | 03－5533－4608                       |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。                        |

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① 基本方針

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本方針とします。

###### ② ファンドの特色

株式市場や債券市場などの運用環境には上昇局面もあれば調整局面もあります。

ファンドは、国内の様々な投資手段を3つのエンジンとして活用する全天候型＝「オールウェザー」ファンドです。

###### ◆第1エンジン<Main-Engine>：日本株の上昇トレンドをキャッチ

- ・日本株の上昇トレンドを捉え、マーケット全体のリターンを享受するとともに、銘柄選択による超過リターンを追求します。
- ・その推進力は、委託会社の日本株アナリストによる徹底的な企業調査と独自の多面的な選択眼です。

###### ◆第2エンジン<Sub-Engine>：金利変動によるキャピタルゲインを追求

- ・金利変動は債券（先物）によるキャピタルゲインを追求する機会にもなります。
- ・金利上昇局面では債券（先物）売り、金利低下局面では債券（先物）買いにより債券エクスポージャー<sup>※</sup>をコントロールしキャピタルゲインを追求します。

※ エクスポージャーとは、一般的に、金融資産について市場の価格変動リスクにさらされている度合いをいいます。

###### ◆第3エンジン<Sub-Engine>：日本株調整局面でのファンド価値保全とリターン追求

- ・日本株の上昇トレンドの中にも、株価調整局面が予想されます。
- ・株式（先物）売りにより株式エクスポージャーをコントロールし、調整局面でのファンド価値を保全することをめざします。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

###### ③ 信託金の上限

1兆円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### ④ ファンドの分類

追加型投信／国内／資産複合に属します。

○ 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

##### 商品分類表

|         |        |                   |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 単 位 型 | 国 内 | 株 式   |
| 追 加 型 | 海 外 | 債 券   |
|       | 内 外 | 不動産投信 |
|       |     | その他資産 |
|       |     | ( )   |
|       |     | 資産複合  |

属性区分表

| 投資対象資産                                          | 決算頻度         | 投資対象地域      |
|-------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                         | 年1回          | グローバル       |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( ) | 年2回          | 日 本         |
|                                                 | 年4回          | 北 米         |
|                                                 | 年6回<br>(隔月)  | 欧 州         |
|                                                 | 年12回<br>(毎月) | アジア         |
| 不動産投信                                           |              | オセアニア       |
| その他資産<br>( )                                    |              | 中南米         |
| 資産複合<br>(株式・<br>有価証券先物取引)<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 日 々          | アフリカ        |
|                                                 | その他<br>( )   | 中近東<br>(中東) |
|                                                 |              | エマー<br>ジング  |

商品分類表

|       |                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。       |
| 国内    | 目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 資産複合  | 目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。         |

属性区分表

|                                      |                                                                                                                                    |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資産複合<br>(株式・<br>有価証券先物取引)<br>資産配分変更型 | 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。<br>目論見書または約款において、主として株式および有価証券先物取引に投資する旨の記載があるものをいう。 |
| 年1回                                  | 目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。                                                                                                 |

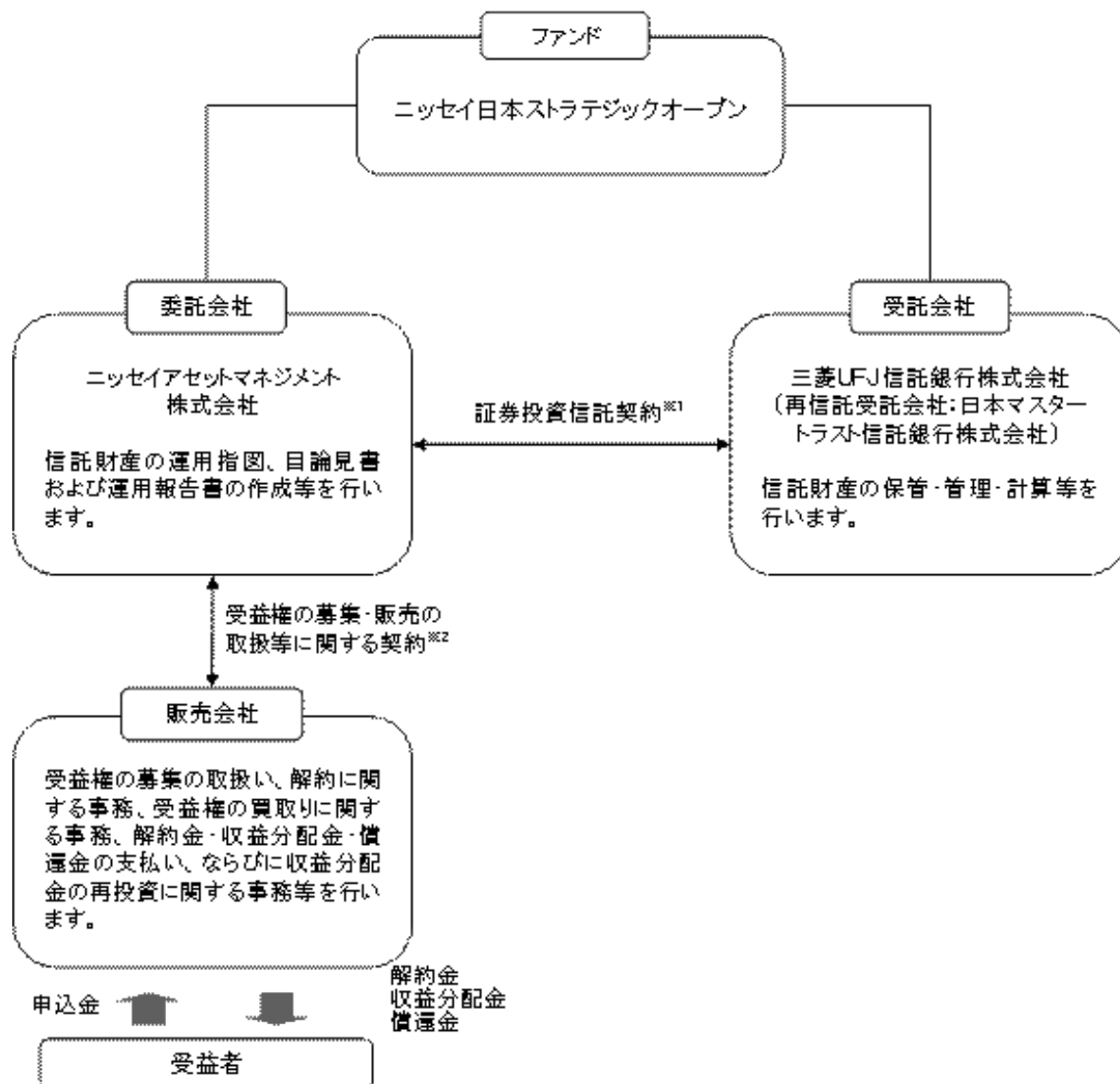
日本 目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、  
一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成12年9月29日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



- ※1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- ※2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

### 委託会社の概況（平成27年10月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
3. 資本金の額 : 100億円
4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 宇治原 潔

5. 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号

6. 設立年月日：平成7年4月4日

7. 沿革

昭和60年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成7年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成10年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8. 大株主の状況

| 名 称                        | 住 所                                   | 保有株数    | 比 率    |
|----------------------------|---------------------------------------|---------|--------|
| 日本生命保険相互会社                 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号                     | 97,604株 | 90.00% |
| パトナム・ユーエス・ホールディングスⅠ・エルエルシー | アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア | 10,844株 | 10.00% |

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

- ① 主として国内の市場の収益機会・タイミングを捉えた積極的な運用を行うことを基本とします。株式の銘柄選択を主な収益の源泉とし、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引等を活用して、株式・債券の実質投資割合を機動的にコントロールすることにより、トータルリターンの向上を目指した運用を行います。
- ② 株式の銘柄選択は、企業訪問等による調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、幅広いセクターから投資候補銘柄を絞り込み、国内株ポートフォリオ・マネジャーが独自の多面的な視点からポートフォリオを組成します。
- ③ 株式への実質的な投資割合は、通常、信託財産の純資産総額の0～100%としますが、国内株ポートフォリオ・マネジャーが市場動向等を勘案し必要と判断した場合には、株価指数先物取引等を活用して、信託財産の－30%を上限としてマイナスの比率とすることがあります。
- ④ 公社債への投資は、株式とは独立した収益源と捉え、主として債券先物を活用し、機動的に実質投資割合をコントロールします。投資割合の調整は、国内債ポートフォリオ・マネジャーがファンダメンタルズを分析し、委託会社独自のクオンツモデルも参考にして、総合的に判断して決定します。公社債の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の－70%～100%の範囲内とします。
- ⑤ 株式、公社債の実質投資割合は、上記③および④の範囲内でそれぞれ独立してコントロールしますが、株式および公社債合計の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の－100%～100%の範囲内とします。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### （2）【投資対象】

#### a 主な投資対象

国内の上場および店頭登録株式、国内の公社債、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引を主要投資対象とします。

#### b 約款に定める投資対象

##### ① 有価証券

主として次の1. から22. までの掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
  13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
  14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

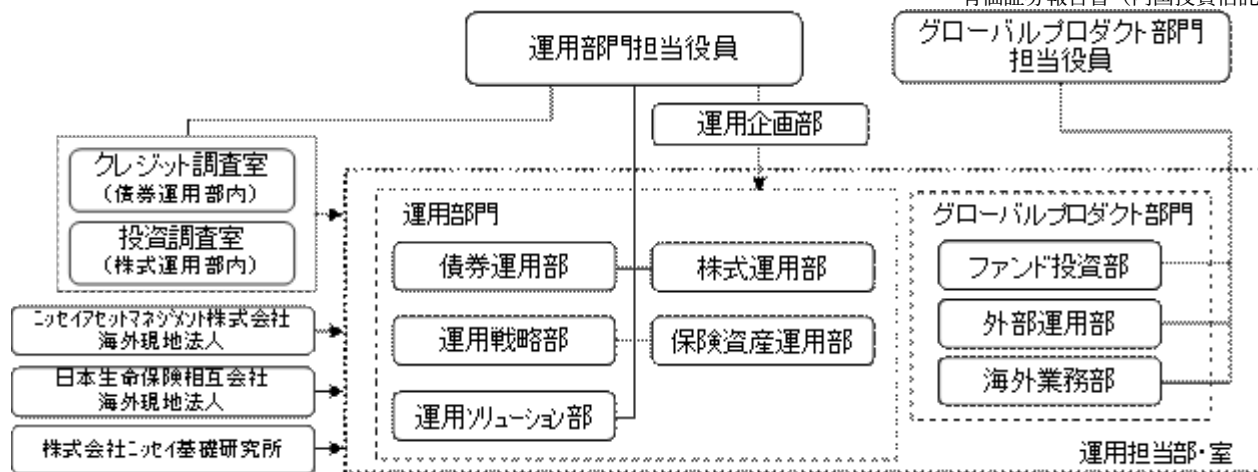
## ② 金融商品

信託金を前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下③において同じ）により運用することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
- ③ 前記①にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記②の1. から4. までに掲げる金融商品により運用することができます。

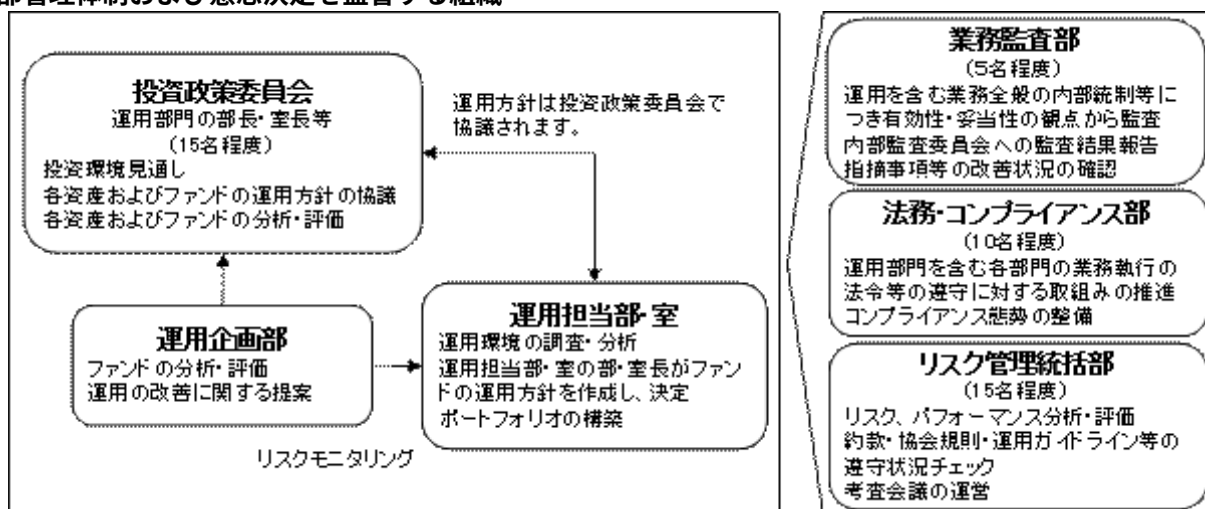
## （3）【運用体制】

### 委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

#### 内部管理体制および意思決定を監督する組織



#### <受託会社に対する管理体制等>

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

- ① 原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

２．分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

３．留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 分配時期

毎決算日とし、決算日は9月25日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

③ 支払方法

再投資専用のファンドであり、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

- 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

**（５）【投資制限】****a 約款に定める主な投資制限**

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑧ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑨ 私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。
- ⑩ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

**b 約款に定めるその他の投資制限****① 投資する株式等の範囲**

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所<sup>※</sup>に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

**② 信用取引の範囲**

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1. の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

**③ 先物取引等**

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. 国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

**④ スワップ取引**



1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引
  1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
  2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ⑥ 有価証券の貸付けおよび範囲
  1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
    - i. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - ii. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
  3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- ⑦ 公社債の空売り
  1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことができるものとします。
  2. 前記1. の売付けは、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。
- ⑧ 公社債の借入れ
  1. 信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
  2. 前記1. は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。
  4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。
- ⑨ 外国為替予約等
  1. 信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。

2. 前記1. の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩ 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

① デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

② 信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

③ 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

### 3 【投資リスク】

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、株式および債券の実質組入比率を機動的にコントロールする目的で先物取引を活用しているため、価格の変動により損失が発生し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

## （１）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

### ・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

### ・債券投資リスク

#### 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

#### 信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

### ・資産配分リスク

ファンドは、投資対象資産の配分比率を機動的に変更する運用を行います。この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、投資対象資産が予期しない値動きをした場合、損失を被る可能性があります。

### ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

### ・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

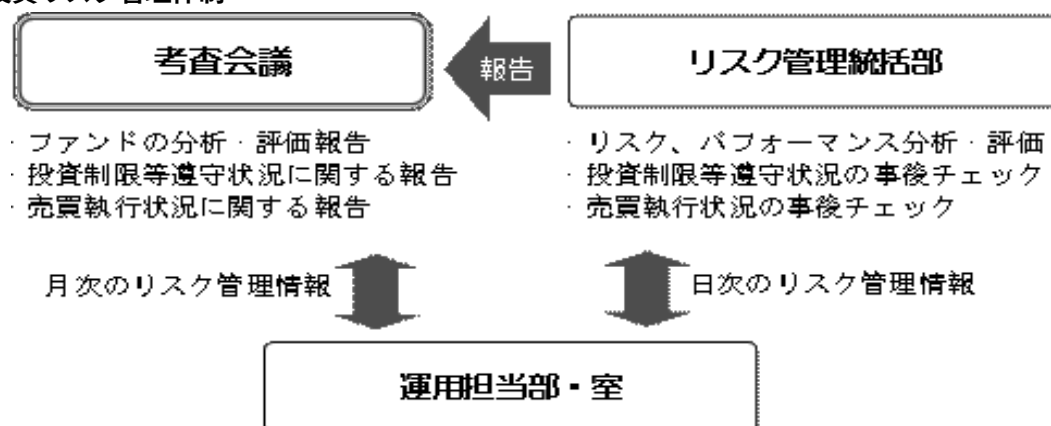
収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### ・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

## （２）投資リスク管理体制



### 1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

- ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

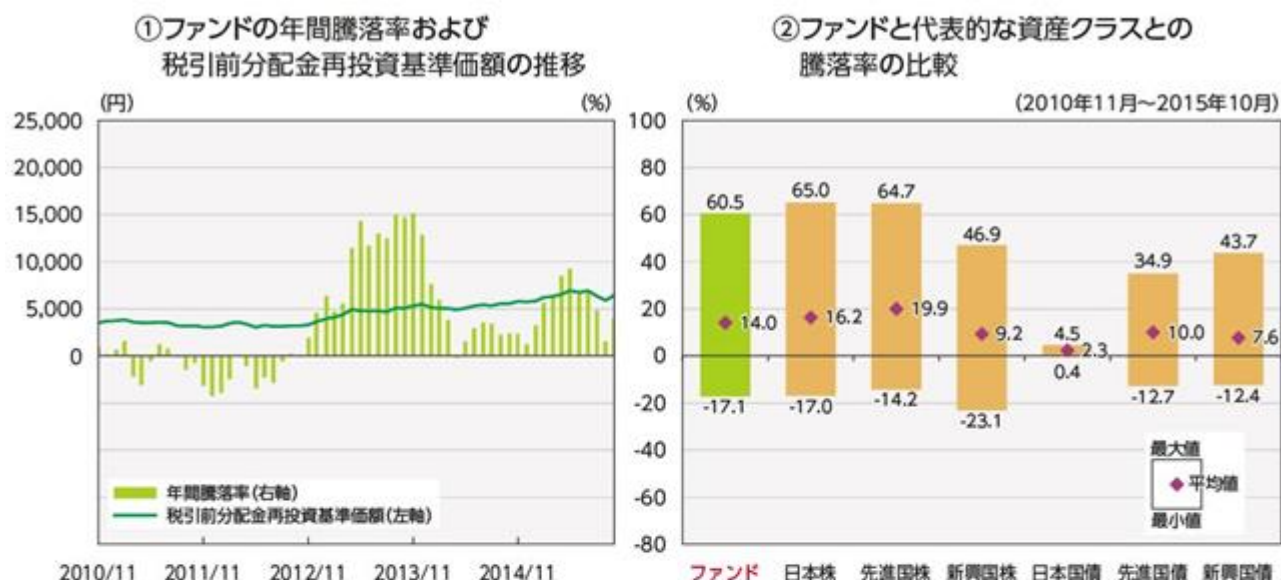
- ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

- 上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

### <代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株・・・TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

**❗** 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、著作権、商標権、知的財産権、その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。
  - 手数料率は変更となる場合があります。
- ② 収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。
- ③ 償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。
- ④ 前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社  
コールセンター 0120-762-506  
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）  
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

### （２）【換金（解約）手数料】

ありません。

### （３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬率は、下記＜信託報酬率について＞の1.に2.を加減した率とし、その上限率は年2.916%（税抜2.7%）、また下限率は年1.62%（税抜1.5%）となります。なお、2.については1.の委託会社の報酬に加減します。

#### ＜信託報酬率について＞

1. 純資産総額に対し年率1.836%（税抜1.7%）とします。なお、その支払先および配分は、純資産総額に応じて以下の通りとします。

| 販売会社毎の純資産総額          | 支払先および配分（年率・税抜） |       |       |
|----------------------|-----------------|-------|-------|
|                      | 委託会社            | 販売会社  | 受託会社  |
| 1,000億円以上の部分         | 0.64%           | 1.00% | 0.06% |
| 500億円以上 1,000億円未満の部分 | 0.67%           | 0.95% | 0.08% |
| 500億円未満の部分           | 0.70%           | 0.90% | 0.10% |

2. 基準日（当該日の120営業日前）から当該日の前営業日までの期間における、分配金込み基準価額（課税前分配金再投資）の騰落率（年率換算値、以下「騰落率」といいます）に応じて以下の通りとします。ただし、当該日が休業日のときは、前営業日と同じ加減算を適用します。

- i. 当該日の前営業日の分配金込み基準価額（課税前分配金再投資）が10,000円超かつ、騰落率が0%超の場合、当該騰落率の上昇率に0.108（税抜0.1）をかけた率（年率。ただし、上昇率が10%を超える場合は、1.08%（税抜1.0%）とします）を加算します。
- ii. 当該日の前営業日の分配金込み基準価額（課税前分配金再投資）が10,000円以下かつ、騰落率が0%未満の場合、当該騰落率の下落率に0.108（税抜0.1）をかけた率（年率。ただし、下落率が2.0%を超える場合は、0.216%（税抜0.2%）とします）を減算します。

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

### （４）【その他の手数料等】

- ① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。

この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

| 純資産総額             | 監査報酬率                 |
|-------------------|-----------------------|
| 100億円超 の部分        | 年 0.00216% (税抜0.002%) |
| 50億円超 100億円以下 の部分 | 年 0.00324% (税抜0.003%) |
| 10億円超 50億円以下 の部分  | 年 0.00540% (税抜0.005%) |
| 10億円以下 の部分        | 年 0.01080% (税抜0.010%) |

③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

⑤ 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に0.3%をかけた額とします。

- 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

|                  |                                                                                |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 申込手数料            | 投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受 |
| 信託報酬のうち「委託会社」の報酬 | ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受                                         |
| 信託報酬のうち「販売会社」の報酬 | 投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受      |
| 信託報酬のうち「受託会社」の報酬 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受                                       |
| 証券取引の手数料         | 有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料                                                       |
| 監査費用             | 公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用                   |
| 借入金の利息           | 受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息                                                    |

(5) 【課税上の取扱い】

課税対象



- 分配時：分配時の「普通分配金」に対して課税されます。  
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時：個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額<sup>※</sup>の差益に対して課税されます。  
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時：買取請求時の買取価額と取得価額<sup>※</sup>の差益に対して課税されます。

※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

#### 個人の課税の取扱い

- 分配時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。  
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
- 解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。  
解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

#### 税率（個人）

|                 |                                     |
|-----------------|-------------------------------------|
| 平成49年12月31日まで   | 20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%） |
| 平成50年 1 月 1 日以降 | 20%（所得税15%・地方税5%）                   |

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

- 確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

#### ＜少額投資非課税制度について＞

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」（平成28年4月1日より投資が可能となる「ジュニアNISA」が新たに創設される予定です）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

#### 法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収されます。

益金不算入制度の適用はありません。

#### 税率（法人）

|                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| 平成49年12月31日まで   | 15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%） |
| 平成50年 1 月 1 日以降 | 15%（所得税15%）                   |

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

### 個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出<sup>※</sup>されます。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

### 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

| 普通分配金                                                      | 元本払戻金（特別分配金）                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。</p> | <p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。</p> |

- 投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。  
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

### （１）【投資状況】

#### 「ニッセイ日本ストラテジックオープン」

（平成27年10月30日現在）

| 資産の種類                 | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|-----------------------|---------------|---------|
| 株式                    | 1,425,811,170 | 97.92   |
| 内 日本                  | 1,425,811,170 | 97.92   |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 30,261,561    | 2.08    |
| 純資産総額                 | 1,456,072,731 | 100.00  |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

#### その他資産の投資状況

| 資産の種類        | 時価合計（円）    | 投資比率(%) |
|--------------|------------|---------|
| 株価指数先物取引（買建） | 15,585,000 | 1.07    |
| 内 日本         | 15,585,000 | 1.07    |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産として、株価指数先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

### （２）【投資資産】

#### 「ニッセイ日本ストラテジックオープン」

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成27年10月30日現在）

|   | 銘柄名<br>地域               | 種類<br>業種     | 株数、口数<br>又は額面金額 | 簿価単価（円）<br>簿価金額（円）      | 評価単価（円）<br>評価金額（円）      | 利率<br>（％）<br>償還日 | 投資<br>比率 |
|---|-------------------------|--------------|-----------------|-------------------------|-------------------------|------------------|----------|
| 1 | トヨタ自動車<br>日本            | 株式<br>輸送用機器  | 9,400           | 7,195.00<br>67,633,000  | 7,469.00<br>70,208,600  | —<br>—           | 4.82%    |
| 2 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ<br>日本 | 株式<br>銀行業    | 65,400          | 751.70<br>49,161,180    | 790.60<br>51,705,240    | —<br>—           | 3.55%    |
| 3 | 日本電信電話<br>日本            | 株式<br>情報・通信業 | 11,200          | 4,342.00<br>48,630,400  | 4,486.00<br>50,243,200  | —<br>—           | 3.45%    |
| 4 | 東日本旅客鉄道<br>日本           | 株式<br>陸運業    | 3,400           | 10,470.00<br>35,598,000 | 11,570.00<br>39,338,000 | —<br>—           | 2.70%    |
| 5 | KDDI<br>日本              | 株式<br>情報・通信業 | 13,000          | 2,739.00<br>35,607,000  | 2,946.00<br>38,298,000  | —<br>—           | 2.63%    |
| 6 | ソニー<br>日本               | 株式<br>電気機器   | 9,800           | 3,106.00<br>30,438,800  | 3,480.00<br>34,104,000  | —<br>—           | 2.34%    |

|    |                         |               |        |                        |                        |        |       |
|----|-------------------------|---------------|--------|------------------------|------------------------|--------|-------|
| 7  | 三井住友フィナンシャルグループ<br>日本   | 株式<br>銀行業     | 6,800  | 4,720.00<br>32,096,000 | 4,860.00<br>33,048,000 | —<br>— | 2.27% |
| 8  | 日立製作所<br>日本             | 株式<br>電気機器    | 46,000 | 622.00<br>28,612,000   | 702.90<br>32,333,400   | —<br>— | 2.22% |
| 9  | 本田技研工業<br>日本            | 株式<br>輸送用機器   | 7,500  | 3,933.86<br>29,504,012 | 4,044.00<br>30,330,000 | —<br>— | 2.08% |
| 10 | 三井住友トラスト・ホールディングス<br>日本 | 株式<br>銀行業     | 61,000 | 454.90<br>27,748,900   | 467.70<br>28,529,700   | —<br>— | 1.96% |
| 11 | 三菱商事<br>日本              | 株式<br>卸売業     | 12,800 | 2,117.50<br>27,104,000 | 2,212.50<br>28,320,000 | —<br>— | 1.94% |
| 12 | ブリヂストン<br>日本            | 株式<br>ゴム製品    | 6,000  | 4,181.30<br>25,087,818 | 4,476.00<br>26,856,000 | —<br>— | 1.84% |
| 13 | デンソー<br>日本              | 株式<br>輸送用機器   | 4,600  | 5,343.00<br>24,577,800 | 5,662.00<br>26,045,200 | —<br>— | 1.79% |
| 14 | 日本航空<br>日本              | 株式<br>空運業     | 5,200  | 4,405.00<br>22,906,000 | 4,580.00<br>23,816,000 | —<br>— | 1.64% |
| 15 | 千葉銀行<br>日本              | 株式<br>銀行業     | 26,000 | 848.00<br>22,048,000   | 888.00<br>23,088,000   | —<br>— | 1.59% |
| 16 | 富士重工業<br>日本             | 株式<br>輸送用機器   | 4,700  | 4,352.75<br>20,457,959 | 4,728.00<br>22,221,600 | —<br>— | 1.53% |
| 17 | JXホールディングス<br>日本        | 株式<br>石油・石炭製品 | 46,500 | 457.50<br>21,273,750   | 476.00<br>22,134,000   | —<br>— | 1.52% |
| 18 | 江崎グリコ<br>日本             | 株式<br>食料品     | 3,700  | 5,700.00<br>21,090,000 | 5,800.00<br>21,460,000 | —<br>— | 1.47% |
| 19 | ケーズホールディングス<br>日本       | 株式<br>小売業     | 4,800  | 3,840.00<br>18,432,000 | 4,285.00<br>20,568,000 | —<br>— | 1.41% |
| 20 | 椿本チエイン<br>日本            | 株式<br>機械      | 21,000 | 798.84<br>16,775,734   | 891.00<br>18,711,000   | —<br>— | 1.29% |
| 21 | 東京海上ホールディングス<br>日本      | 株式<br>保険業     | 3,900  | 4,481.00<br>17,475,900 | 4,692.00<br>18,298,800 | —<br>— | 1.26% |
| 22 | 日本たばこ産業<br>日本           | 株式<br>食料品     | 4,300  | 4,146.00<br>17,827,800 | 4,211.00<br>18,107,300 | —<br>— | 1.24% |
| 23 | 東京瓦斯<br>日本              | 株式<br>電気・ガス業  | 30,000 | 601.10<br>18,033,000   | 601.60<br>18,048,000   | —<br>— | 1.24% |
| 24 | 日本M&Aセンター<br>日本         | 株式<br>サービス業   | 3,600  | 5,240.00<br>18,864,000 | 5,010.00<br>18,036,000 | —<br>— | 1.24% |
| 25 | DOWAホールディングス<br>日本      | 株式<br>非鉄金属    | 17,000 | 955.00<br>16,235,000   | 1,060.00<br>18,020,000 | —<br>— | 1.24% |
| 26 | T&Dホールディングス<br>日本       | 株式<br>保険業     | 11,100 | 1,445.00<br>16,039,500 | 1,602.00<br>17,782,200 | —<br>— | 1.22% |

|    |              |            |        |                        |                        |        |       |
|----|--------------|------------|--------|------------------------|------------------------|--------|-------|
| 27 | カシオ計算機<br>日本 | 株式<br>電気機器 | 7,600  | 2,247.00<br>17,077,200 | 2,292.00<br>17,419,200 | —<br>— | 1.20% |
| 28 | 参天製薬<br>日本   | 株式<br>医薬品  | 10,200 | 1,663.00<br>16,962,600 | 1,651.00<br>16,840,200 | —<br>— | 1.16% |
| 29 | 小糸製作所<br>日本  | 株式<br>電気機器 | 3,600  | 3,920.00<br>14,112,000 | 4,625.00<br>16,650,000 | —<br>— | 1.14% |
| 30 | 三井不動産<br>日本  | 株式<br>不動産業 | 5,000  | 3,315.00<br>16,575,000 | 3,310.00<br>16,550,000 | —<br>— | 1.14% |

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

## 種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 国内／外国 | 業種         | 投資比率（％） |
|----|-------|------------|---------|
| 株式 | 国内    | 輸送用機器      | 13.17   |
|    |       | 電気機器       | 11.62   |
|    |       | 銀行業        | 11.25   |
|    |       | 情報・通信業     | 9.29    |
|    |       | 化学         | 5.51    |
|    |       | 陸運業        | 5.08    |
|    |       | 卸売業        | 4.53    |
|    |       | 小売業        | 4.04    |
|    |       | 食料品        | 3.90    |
|    |       | 保険業        | 3.81    |
|    |       | 医薬品        | 3.70    |
|    |       | 機械         | 2.79    |
|    |       | 電気・ガス業     | 2.30    |
|    |       | 不動産業       | 2.25    |
|    |       | 建設業        | 2.19    |
|    |       | ゴム製品       | 1.84    |
|    |       | サービス業      | 1.81    |
|    |       | 空運業        | 1.64    |
|    |       | 石油・石炭製品    | 1.52    |
|    |       | 非鉄金属       | 1.24    |
|    |       | その他製品      | 1.13    |
|    |       | ガラス・土石製品   | 0.93    |
|    |       | 鉄鋼         | 0.51    |
|    |       | 繊維製品       | 0.48    |
|    |       | 証券、商品先物取引業 | 0.46    |
|    |       | その他金融業     | 0.42    |
|    |       | パルプ・紙      | 0.30    |
|    |       | 金属製品       | 0.23    |
|    | 小計    |            | 97.92   |

|              |  |       |
|--------------|--|-------|
| 合 計（対純資産総額比） |  | 97.92 |
|--------------|--|-------|

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

## ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

| 種類       | 取引所名称 | 資産名                | 買建/<br>売建 | 数量 | 簿価金額<br>(円) | 評価金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----------|-------|--------------------|-----------|----|-------------|-------------|-----------------|
| 株価指数先物取引 | 大阪取引所 | TOPIX 先<br>物 2712月 | 買建        | 1  | 14,435,000  | 15,585,000  | 1.07%           |

（注1）投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

## （3）【運用実績】

### 「ニッセイ日本ストラテジックオープン」

## ①【純資産の推移】

平成27年10月30日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

|                          | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落)(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付)(円) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第6計算期間末<br>(平成18年9月25日)  | 4,427,335,857         | 4,427,335,857         | 0.6316                     | 0.6316                     |
| 第7計算期間末<br>(平成19年9月25日)  | 3,389,666,094         | 3,389,666,094         | 0.6319                     | 0.6319                     |
| 第8計算期間末<br>(平成20年9月25日)  | 2,117,159,787         | 2,117,159,787         | 0.4324                     | 0.4324                     |
| 第9計算期間末<br>(平成21年9月25日)  | 1,621,775,612         | 1,621,775,612         | 0.3694                     | 0.3694                     |
| 第10計算期間末<br>(平成22年9月27日) | 1,347,166,526         | 1,347,166,526         | 0.3391                     | 0.3391                     |
| 第11計算期間末<br>(平成23年9月26日) | 1,064,903,622         | 1,064,903,622         | 0.2989                     | 0.2989                     |
| 第12計算期間末<br>(平成24年9月25日) | 1,060,708,584         | 1,060,708,584         | 0.3244                     | 0.3244                     |
| 第13計算期間末<br>(平成25年9月25日) | 1,502,657,439         | 1,502,657,439         | 0.5144                     | 0.5144                     |
| 第14計算期間末<br>(平成26年9月25日) | 1,429,550,466         | 1,429,550,466         | 0.5589                     | 0.5589                     |

| 第15計算期間末<br>(平成27年9月25日) | 1,371,863,103 | 1,371,863,103 | 0.6026 | 0.6026 |
|--------------------------|---------------|---------------|--------|--------|
| 平成26年10月末日               | 1,396,878,190 | —             | 0.5544 | —      |
| 11月末日                    | 1,439,131,314 | —             | 0.5785 | —      |
| 12月末日                    | 1,408,511,745 | —             | 0.5742 | —      |
| 平成27年1月末日                | 1,418,979,259 | —             | 0.5807 | —      |
| 2月末日                     | 1,507,926,455 | —             | 0.6217 | —      |
| 3月末日                     | 1,513,173,281 | —             | 0.6302 | —      |
| 4月末日                     | 1,550,760,138 | —             | 0.6541 | —      |
| 5月末日                     | 1,624,107,849 | —             | 0.6927 | —      |
| 6月末日                     | 1,555,258,890 | —             | 0.6748 | —      |
| 7月末日                     | 1,586,031,206 | —             | 0.6903 | —      |
| 8月末日                     | 1,448,748,114 | —             | 0.6344 | —      |
| 9月末日                     | 1,338,775,613 | —             | 0.5881 | —      |
| 10月末日                    | 1,456,072,731 | —             | 0.6428 | —      |

## ②【分配の推移】

|         | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|--------------|
| 第6計算期間  | 0.0000       |
| 第7計算期間  | 0.0000       |
| 第8計算期間  | 0.0000       |
| 第9計算期間  | 0.0000       |
| 第10計算期間 | 0.0000       |
| 第11計算期間 | 0.0000       |
| 第12計算期間 | 0.0000       |
| 第13計算期間 | 0.0000       |
| 第14計算期間 | 0.0000       |
| 第15計算期間 | 0.0000       |

## ③【収益率の推移】

|         | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第6計算期間  | 9.2    |
| 第7計算期間  | 0.1    |
| 第8計算期間  | △31.6  |
| 第9計算期間  | △14.6  |
| 第10計算期間 | △8.2   |
| 第11計算期間 | △11.9  |
| 第12計算期間 | 8.5    |
| 第13計算期間 | 58.6   |
| 第14計算期間 | 8.7    |
| 第15計算期間 | 7.8    |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しております（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

#### （４）【設定及び解約の実績】

##### 「ニッセイ日本ストラテジックオープン」

|         | 設定数量（口）    | 解約数量（口）       | 発行済数量（口）      |
|---------|------------|---------------|---------------|
| 第6計算期間  | 5,894,412  | 994,295,892   | 7,009,730,212 |
| 第7計算期間  | 1,001,770  | 1,646,071,660 | 5,364,660,322 |
| 第8計算期間  | 1,144,086  | 469,135,486   | 4,896,668,922 |
| 第9計算期間  | 3,652,886  | 509,679,081   | 4,390,642,727 |
| 第10計算期間 | 2,841,373  | 420,199,718   | 3,973,284,382 |
| 第11計算期間 | 2,015,419  | 413,146,355   | 3,562,153,446 |
| 第12計算期間 | 1,966,829  | 294,010,135   | 3,270,110,140 |
| 第13計算期間 | 3,252,238  | 351,898,749   | 2,921,463,629 |
| 第14計算期間 | 3,681,045  | 367,437,839   | 2,557,706,835 |
| 第15計算期間 | 16,562,321 | 297,779,124   | 2,276,490,032 |

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## 〈参考情報〉

2015年10月末現在

## ● 基準価額・純資産の推移



- ・基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

## ● 基準価額および純資産総額

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 6,428円 |
| 純資産総額 | 14億円   |

## ● 分配の推移 1万口当り（税引前）

|         |         |    |
|---------|---------|----|
| 第11期    | 2011年9月 | 0円 |
| 第12期    | 2012年9月 | 0円 |
| 第13期    | 2013年9月 | 0円 |
| 第14期    | 2014年9月 | 0円 |
| 第15期    | 2015年9月 | 0円 |
| 直近1年間累計 |         | 0円 |
| 設定来累計   |         | 0円 |

## ● 資産別組入比率

| 資産        | 比率    |
|-----------|-------|
| ポートフォリオ全体 | 99.0% |
| 株式ポートフォリオ | 99.0% |
| 現物        | 97.9% |
| 先物        | 1.1%  |
| 債券ポートフォリオ | —     |
| 先物        | —     |

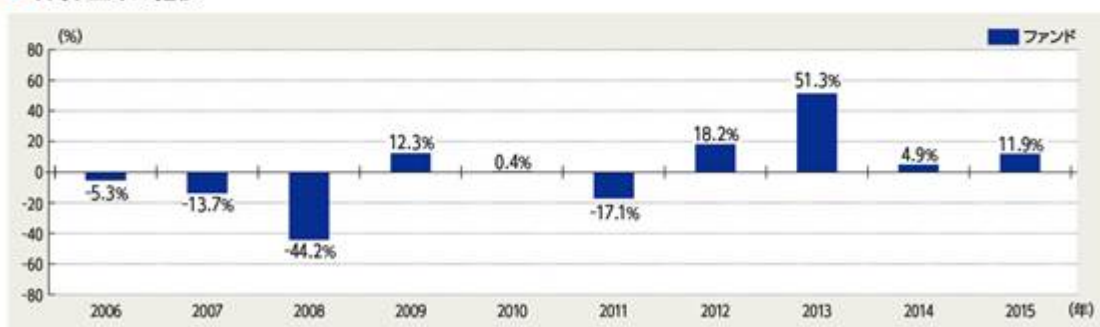
- ・比率は対純資産総額比です。

## ● 組入上位銘柄

|    | 銘柄                | 種別 | 比率   |
|----|-------------------|----|------|
| 1  | トヨタ自動車            | 株式 | 4.9% |
| 2  | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 株式 | 3.6% |
| 3  | 日本電信電話            | 株式 | 3.5% |
| 4  | 東日本旅客鉄道           | 株式 | 2.8% |
| 5  | KDDI              | 株式 | 2.7% |
| 6  | ソニー               | 株式 | 2.4% |
| 7  | 三井住友フィナンシャルグループ   | 株式 | 2.3% |
| 8  | 日立製作所             | 株式 | 2.3% |
| 9  | 本田技研工業            | 株式 | 2.1% |
| 10 | 三井住友トラスト・ホールディングス | 株式 | 2.0% |

- ・比率は対組入株式評価額比です。

## ● 年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。
- ・2015年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❶ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

❶ 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ① 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付を行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消することがあります。

#### ② 取扱コース

分配金再投資専用のファンドです。

販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

#### ③ 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

#### ④ 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

#### ⑤ 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### ⑥ 申込手数料

取得申込受付日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

○ 手数料率は変更となる場合があります。

収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

#### ⑦ その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2. 定期引出契約とは、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。

3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

5. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

### 2【換金（解約）手続等】

#### ① 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付を行います。



原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受け付けを中止することがあります。

② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

③ 換金単位

1口単位とします。

④ 換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の基準価額から信託財産留保額相当額を差引いた額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、信託財産留保額相当額および当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○ 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

○ 換金手数料はありません。

⑤ 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に0.3%をかけた額とします。

⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。

⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
- ② ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

| 主な投資資産   | 評価方法の概要                   |
|----------|---------------------------|
| 国内株式     | 証券取引所における計算日の最終相場で評価します。  |
| 国内株式先物取引 | 証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。 |

## 国内債券先物取引

証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。

- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
- ⑥ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

**(2) 【保管】**

該当事項はありません。

**(3) 【信託期間】**

無期限です。

**(4) 【計算期間】**

毎年9月26日から翌年9月25日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

**(5) 【その他】****① 繰上償還**

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - i. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
  - ii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
  - iii. やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1. により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3. の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「② 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。
- ② 約款の変更
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1. の約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1. から5. の規定にしたがいます。
- ③ 反対者の買取請求権
- 前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「① 繰上償還 3.」または「② 約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。
- ④ 公告
- 電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に掲載します。
- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑤ 運用報告書の作成
- 委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に掲載します。
- ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。
- ⑥ 信託事務処理の再信託
- 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- ⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き
- 委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### （1）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

**（２）償還金に対する請求権**

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

**（３）解約請求権**

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「２ 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

**（４）帳簿閲覧権**

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

**（５）反対者の買取請求権**

前記「３ 資産管理等の概要 （５）その他 ③ 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（平成26年9月26日から平成27年9月25日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 1【財務諸表】

## 【ニッセイ日本ストラテジックオープン】

### （1）【貸借対照表】

（単位：円）

|                 | 第14期<br>（平成26年9月25日現在） | 第15期<br>（平成27年9月25日現在） |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部            |                        |                        |
| 流動資産            |                        |                        |
| コール・ローン         | 56,942,423             | 39,125,792             |
| 株式              | 1,386,243,730          | 1,345,979,220          |
| 派生商品評価勘定        | 1,306,380              | —                      |
| 未収配当金           | 304,600                | 200,900                |
| 前払金             | —                      | 594,000                |
| 差入委託証拠金         | 1,035,000              | 735,000                |
| 流動資産合計          | 1,445,832,133          | 1,386,634,912          |
| 資産合計            | 1,445,832,133          | 1,386,634,912          |
| 負債の部            |                        |                        |
| 流動負債            |                        |                        |
| 派生商品評価勘定        | —                      | 329,540                |
| 前受金             | 723,000                | —                      |
| 未払解約金           | 3,461,417              | 255,360                |
| 未払受託者報酬         | 741,574                | 837,456                |
| 未払委託者報酬         | 11,182,696             | 13,171,557             |
| その他未払費用         | 172,980                | 177,896                |
| 流動負債合計          | 16,281,667             | 14,771,809             |
| 負債合計            | 16,281,667             | 14,771,809             |
| 純資産の部           |                        |                        |
| 元本等             |                        |                        |
| 元本              | 2,557,706,835          | 2,276,490,032          |
| 剰余金             |                        |                        |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △1,128,156,369         | △904,626,929           |
| 純資産合計           | 1,429,550,466          | 1,371,863,103          |
| 負債純資産合計         | 1,445,832,133          | 1,386,634,912          |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                                           | 第14期<br>（自平成25年9月26日<br>至平成26年9月25日） | 第15期<br>（自平成26年9月26日<br>至平成27年9月25日） |
|-------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                      |                                      |
| 受取配当金                                     | 30,340,484                           | 27,805,600                           |
| 受取利息                                      | 16,541                               | 22,958                               |
| 有価証券売買等損益                                 | 105,732,385                          | 109,956,526                          |
| 派生商品取引等損益                                 | 3,456,299                            | 5,326,800                            |
| その他収益                                     | 43,377                               | 40,784                               |
| 営業収益合計                                    | 139,589,086                          | 143,152,668                          |
| 営業費用                                      |                                      |                                      |
| 受託者報酬                                     | 1,495,365                            | 1,596,553                            |
| 委託者報酬                                     | 23,043,547                           | 25,317,880                           |
| その他費用                                     | 340,748                              | 349,655                              |
| 営業費用合計                                    | 24,879,660                           | 27,264,088                           |
| 営業利益又は営業損失（△）                             | 114,709,426                          | 115,888,580                          |
| 経常利益又は経常損失（△）                             | 114,709,426                          | 115,888,580                          |
| 当期純利益又は当期純損失（△）                           | 114,709,426                          | 115,888,580                          |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 1,102,532                            | 18,136,678                           |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△）                           | △1,418,806,190                       | △1,128,156,369                       |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 178,817,079                          | 131,536,601                          |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 178,817,079                          | 131,536,601                          |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | —                                    | —                                    |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 1,774,152                            | 5,759,063                            |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | —                                    | —                                    |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 1,774,152                            | 5,759,063                            |
| 分配金                                       | —                                    | —                                    |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△）                           | △1,128,156,369                       | △904,626,929                         |

### （３）【注記表】

#### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                       |                                                                                                                                |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法    | 株式<br><br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引<br><br>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。                           |
| 3. 収益及び費用の計上基準        | 受取配当金<br><br>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。                                 |

#### （貸借対照表に関する注記）

| 項目                                          | 第14期<br>(平成26年9月25日現在)                            | 第15期<br>(平成27年9月25日現在)                          |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 1. 受益権総口数                                   | 2,557,706,835口                                    | 2,276,490,032口                                  |
| 2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額<br>元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,128,156,369円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は904,626,929円であります。 |
| 3. 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額)                | 0.5589円<br>(5,589円)                               | 0.6026円<br>(6,026円)                             |

#### （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項目          | 第14期<br>(自平成25年9月26日<br>至平成26年9月25日)                                                                                                                                        | 第15期<br>(自平成26年9月26日<br>至平成27年9月25日)                                                                                                                                        |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,075,715円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）及び分配準備積立金（78,225,285円）より分配対象収益は102,301,000円（1口当たり0.039997円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（20,801,209円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）及び分配準備積立金（90,641,315円）より分配対象収益は111,442,524円（1口当たり0.048954円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。 |

#### （金融商品に関する注記）

##### I 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第14期<br>(自平成25年9月26日<br>至平成26年9月25日) | 第15期<br>(自平成26年9月26日<br>至平成27年9月25日) |
|----|--------------------------------------|--------------------------------------|
|----|--------------------------------------|--------------------------------------|



|                            |                                                                                                                                                                                                                                                            |    |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1. 金融商品に対する取組方針            | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                                                                                                      | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク          | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。<br>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価の変動によるリスクを有しております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制          | 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。                                                                  | 同左 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。                                           | 同左 |

## II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                   | 第14期<br>(平成26年9月25日現在)                                 | 第15期<br>(平成27年9月25日現在) |
|----------------------|--------------------------------------------------------|------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左                     |

|            |                                                                                                                                                                                                                  |    |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1)有価証券<br/>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引<br/>（デリバティブ取引等に関する注記）にて記載したとおりであります。</p> <p>(3)上記以外の金融商品<br/>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> | 同左 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第14期<br>（平成26年9月25日現在）    | 第15期<br>（平成27年9月25日現在）    |
|----|---------------------------|---------------------------|
|    | 最終計算期間の損益に含まれた評価<br>差額（円） | 最終計算期間の損益に含まれた評価<br>差額（円） |
| 株式 | 98,461,993                | 77,152,797                |
| 合計 | 98,461,993                | 77,152,797                |

（デリバティブ取引等に関する注記）

デリバティブ取引

株式関連

| 種類   | 第14期<br>（平成26年9月25日 現在） |                   |            |             | 第15期<br>（平成27年9月25日 現在） |                   |            |             |
|------|-------------------------|-------------------|------------|-------------|-------------------------|-------------------|------------|-------------|
|      | 契約額等<br>（円）             | うち<br>1<br>年<br>超 | 時価<br>（円）  | 評価損益<br>（円） | 契約額等<br>（円）             | うち<br>1<br>年<br>超 | 時価<br>（円）  | 評価損益<br>（円） |
| 市場取引 |                         |                   |            |             |                         |                   |            |             |
| 先物取引 |                         |                   |            |             |                         |                   |            |             |
| 買 建  | 38,832,000              | —                 | 40,140,000 | 1,308,000   | 14,764,000              | —                 | 14,435,000 | △329,000    |
| 合計   | 38,832,000              | —                 | 40,140,000 | 1,308,000   | 14,764,000              | —                 | 14,435,000 | △329,000    |

（注） 時価の算定方法

1. 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

| 項目        | 第14期<br>(平成26年9月25日現在) | 第15期<br>(平成27年9月25日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 期首元本額     | 2,921,463,629円         | 2,557,706,835円         |
| 期中追加設定元本額 | 3,681,045円             | 16,562,321円            |
| 期中一部解約元本額 | 367,437,839円           | 297,779,124円           |

（４）【附属明細表】（平成27年9月25日現在）

第１ 有価証券明細表

① 株式

| 銘 柄             | 株 式 数  | 評価額（円）    |            | 備考 |
|-----------------|--------|-----------|------------|----|
|                 |        | 単 価       | 金 額        |    |
| 長谷工コーポレーション     | 10,000 | 1,403.00  | 14,030,000 |    |
| 大東建託            | 900    | 12,510.00 | 11,259,000 |    |
| 大気社             | 2,600  | 2,589.00  | 6,731,400  |    |
| 日清製粉グループ本社      | 3,400  | 1,710.00  | 5,814,000  |    |
| 日本M&Aセンター       | 3,600  | 5,240.00  | 18,864,000 |    |
| 江崎グリコ           | 3,700  | 5,700.00  | 21,090,000 |    |
| キリンホールディングス     | 3,500  | 1,617.00  | 5,659,500  |    |
| エービーシー・マート      | 800    | 6,850.00  | 5,480,000  |    |
| コメ兵             | 1,000  | 2,769.00  | 2,769,000  |    |
| フジッコ            | 2,000  | 2,612.00  | 5,224,000  |    |
| 日本たばこ産業         | 4,300  | 4,146.00  | 17,827,800 |    |
| UKCホールディングス     | 1,000  | 2,252.00  | 2,252,000  |    |
| 飯田グループホールディングス  | 3,000  | 1,925.00  | 5,775,000  |    |
| セブン&アイ・ホールディングス | 3,400  | 5,344.00  | 18,169,600 |    |
| 旭化成             | 6,000  | 873.50    | 5,241,000  |    |
| ワコールホールディングス    | 4,000  | 1,494.00  | 5,976,000  |    |
| 住友精化            | 12,000 | 746.00    | 8,952,000  |    |
| 日産化学工業          | 3,900  | 2,690.00  | 10,491,000 |    |
| 信越化学工業          | 1,000  | 6,140.00  | 6,140,000  |    |
| 協和発酵キリン         | 6,000  | 1,772.00  | 10,632,000 |    |
| 三菱ケミカルホールディングス  | 9,000  | 631.30    | 5,681,700  |    |
| 日立化成            | 6,500  | 1,686.00  | 10,959,000 |    |
| 日本化薬            | 4,000  | 1,313.00  | 5,252,000  |    |

|                 |        |          |            |  |
|-----------------|--------|----------|------------|--|
| 野村総合研究所         | 1,700  | 5,070.00 | 8,619,000  |  |
| 中外製薬            | 3,100  | 3,915.00 | 12,136,500 |  |
| 参天製薬            | 10,200 | 1,663.00 | 16,962,600 |  |
| 大塚ホールディングス      | 3,200  | 4,004.00 | 12,812,800 |  |
| 大塚商会            | 1,600  | 5,990.00 | 9,584,000  |  |
| 富士フイルムホールディングス  | 2,600  | 4,620.00 | 12,012,000 |  |
| ポラ・オルビスホールディングス | 2,200  | 6,980.00 | 15,356,000 |  |
| JXホールディングス      | 46,500 | 457.50   | 21,273,750 |  |
| ブリヂストン          | 4,800  | 4,159.00 | 19,963,200 |  |
| 日本特殊陶業          | 1,900  | 2,898.00 | 5,506,200  |  |
| 新日鐵住金           | 30,000 | 233.20   | 6,996,000  |  |
| DOWAホールディングス    | 17,000 | 955.00   | 16,235,000 |  |
| 文化シヤッター         | 3,500  | 838.00   | 2,933,000  |  |
| ユニプレス           | 3,400  | 2,236.00 | 7,602,400  |  |
| クボタ             | 6,000  | 1,704.00 | 10,224,000 |  |
| 椿本チエイン          | 19,000 | 795.00   | 15,105,000 |  |
| 日立製作所           | 46,000 | 622.00   | 28,612,000 |  |
| 三菱電機            | 8,000  | 1,131.00 | 9,048,000  |  |
| マブチモーター         | 2,200  | 5,230.00 | 11,506,000 |  |
| 日本電産            | 1,600  | 8,514.00 | 13,622,400 |  |
| オムロン            | 700    | 3,800.00 | 2,660,000  |  |
| ソニー             | 9,800  | 3,106.00 | 30,438,800 |  |
| TDK             | 1,600  | 7,080.00 | 11,328,000 |  |
| デンソー            | 4,600  | 5,343.00 | 24,577,800 |  |
| カシオ計算機          | 7,600  | 2,247.00 | 17,077,200 |  |
| ローム             | 1,300  | 5,360.00 | 6,968,000  |  |
| 日産自動車           | 11,400 | 1,120.50 | 12,773,700 |  |
| トヨタ自動車          | 9,400  | 7,195.00 | 67,633,000 |  |
| 日野自動車           | 9,900  | 1,296.00 | 12,830,400 |  |
| マツダ             | 4,000  | 1,895.50 | 7,582,000  |  |
| 富士重工業           | 3,500  | 4,337.00 | 15,179,500 |  |
| 小糸製作所           | 3,600  | 3,920.00 | 14,112,000 |  |
| ハイレックスコーポレーション  | 900    | 3,580.00 | 3,222,000  |  |
| 第一興商            | 2,600  | 4,400.00 | 11,440,000 |  |
| ドンキホーテホールディングス  | 2,000  | 4,620.00 | 9,240,000  |  |
| シークス            | 2,400  | 3,105.00 | 7,452,000  |  |
| キヤノン            | 4,200  | 3,547.00 | 14,897,400 |  |
| バンダイナムコホールディングス | 5,500  | 2,863.00 | 15,746,500 |  |
| 豊田通商            | 3,800  | 2,670.00 | 10,146,000 |  |
| 日立ハイテクノロジーズ     | 1,800  | 2,633.00 | 4,739,400  |  |

|                           |         |           |               |  |
|---------------------------|---------|-----------|---------------|--|
| 三菱商事                      | 12,800  | 2,117.50  | 27,104,000    |  |
| サンゲツ                      | 2,600   | 1,933.00  | 5,025,800     |  |
| AOKIホールディングス              | 3,900   | 1,490.00  | 5,811,000     |  |
| 青山商事                      | 2,100   | 4,235.00  | 8,893,500     |  |
| ケーズホールディングス               | 4,800   | 3,840.00  | 18,432,000    |  |
| 新生銀行                      | 42,000  | 255.00    | 10,710,000    |  |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ         | 69,000  | 751.70    | 51,867,300    |  |
| 三井住友トラスト・ホールディングス         | 61,000  | 454.90    | 27,748,900    |  |
| 三井住友フィナンシャルグループ           | 6,800   | 4,720.00  | 32,096,000    |  |
| 千葉銀行                      | 26,000  | 848.00    | 22,048,000    |  |
| ふくおかフィナンシャルグループ           | 20,000  | 562.00    | 11,240,000    |  |
| ジャックス                     | 12,000  | 469.00    | 5,628,000     |  |
| 野村ホールディングス                | 8,800   | 728.90    | 6,414,320     |  |
| MS&ADインシュアランスグループホールディングス | 5,000   | 3,377.00  | 16,885,000    |  |
| 東京海上ホールディングス              | 3,900   | 4,481.00  | 17,475,900    |  |
| T&Dホールディングス               | 11,100  | 1,445.00  | 16,039,500    |  |
| 三井不動産                     | 5,000   | 3,315.00  | 16,575,000    |  |
| タカラレーベン                   | 15,800  | 604.00    | 9,543,200     |  |
| 東京急行電鉄                    | 11,000  | 882.00    | 9,702,000     |  |
| 東日本旅客鉄道                   | 3,400   | 10,470.00 | 35,598,000    |  |
| 東海旅客鉄道                    | 600     | 19,250.00 | 11,550,000    |  |
| 阪急阪神ホールディングス              | 17,000  | 742.00    | 12,614,000    |  |
| 日本航空                      | 5,200   | 4,405.00  | 22,906,000    |  |
| 上組                        | 11,000  | 987.00    | 10,857,000    |  |
| 日本テレビホールディングス             | 3,300   | 2,081.00  | 6,867,300     |  |
| 日本電信電話                    | 11,200  | 4,342.00  | 48,630,400    |  |
| KDDI                      | 13,000  | 2,739.00  | 35,607,000    |  |
| NTTドコモ                    | 5,900   | 2,159.50  | 12,741,050    |  |
| 四国電力                      | 7,500   | 1,953.00  | 14,647,500    |  |
| 東京瓦斯                      | 30,000  | 601.10    | 18,033,000    |  |
| エヌ・ティ・ティ・データ              | 2,400   | 6,090.00  | 14,616,000    |  |
| コナミ                       | 4,200   | 2,601.00  | 10,924,200    |  |
| ソフトバンクグループ                | 800     | 5,906.00  | 4,724,800     |  |
| 合計                        | 839,800 |           | 1,345,979,220 |  |

## ② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

### 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

### 第5 商品明細表

該当事項はありません。

### 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

### 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

「ニッセイ日本ストラテジックオープン」

（平成27年10月30日現在）

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| I 資産総額              | 1,459,821,056円 |
| II 負債総額             | 3,748,325円     |
| III 純資産総額（I－II）     | 1,456,072,731円 |
| IV 発行済数量            | 2,265,309,636口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 0.6428円        |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者に対する特典

ありません。

### （3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （4）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額

平成27年10月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。  
委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。  
最近5年間における資本金の増減はありません。

##### （2）委託会社等の機構

###### ① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

###### ② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年10月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

| 種類         | ファンド数（本） | 純資産総額合計額<br>（単位：億円） |
|------------|----------|---------------------|
| 追加型株式投資信託  | 273      | 43,754              |
| 追加型公社債投資信託 | 0        | 0                   |
| 単位型株式投資信託  | 37       | 5,856               |
| 単位型公社債投資信託 | 2        | 182                 |
| 合計         | 312      | 49,792              |

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

#### 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### （1）【貸借対照表】

|          |    | (単位：千円)               |                       |
|----------|----|-----------------------|-----------------------|
|          |    | 前事業年度<br>(平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(平成27年3月31日) |
| 資産の部     |    |                       |                       |
| 流動資産     |    |                       |                       |
| 現金・預金    |    | 1,509,845             | 3,488,730             |
| 有価証券     |    | 7,325,806             | 5,209,385             |
| 前払費用     |    | 207,351               | 499,710               |
| 未収委託者報酬  |    | 1,897,225             | 2,778,650             |
| 未収運用受託報酬 |    | 1,419,102             | 1,519,030             |
| 未収投資助言報酬 |    | 190,027               | 216,814               |
| 繰延税金資産   |    | 406,503               | 417,418               |
| その他      |    | 26,376                | 52,788                |
| 流動資産合計   |    | 12,982,239            | 14,182,529            |
| 固定資産     |    |                       |                       |
| 有形固定資産   |    |                       |                       |
| 建物       | ※1 | 102,335               | ※1 88,529             |
| 車両       | ※1 | 1,009                 | ※1 588                |
| 器具備品     | ※1 | 105,718               | ※1 90,111             |
| 有形固定資産合計 |    | 209,063               | 179,229               |
| 無形固定資産   |    |                       |                       |

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| ソフトウェア     | 949,954    | 854,449    |
| ソフトウェア仮勘定  | 28,053     | 17,421     |
| その他        | 8,107      | 8,075      |
| 無形固定資産合計   | 986,115    | 879,946    |
| 投資その他の資産   |            |            |
| 投資有価証券     | 31,159,584 | 35,677,217 |
| 関係会社株式     | 66,222     | 66,222     |
| 長期前払費用     | -          | 175,262    |
| 差入保証金      | 284,888    | 284,888    |
| 繰延税金資産     | 160,839    | -          |
| その他        | 17         | 17         |
| 投資その他の資産合計 | 31,671,552 | 36,203,608 |
| 固定資産合計     | 32,866,731 | 37,262,784 |
| 資産合計       | 45,848,971 | 51,445,314 |

## 負債の部

## 流動負債

|          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 預り金      | 29,930    | 33,209    |
| 未払償還金    | 137,842   | 137,094   |
| 未払手数料    | 711,826   | 995,185   |
| 未払運用委託報酬 | 508,934   | 655,766   |
| 未払投資助言報酬 | 310,490   | 410,223   |
| その他未払金   | 248,117   | 324,326   |
| 未払費用     | 79,355    | 97,490    |
| 未払法人税等   | 1,283,286 | 1,556,244 |
| 賞与引当金    | 769,569   | 787,638   |
| その他      | 168,940   | 498,615   |
| 流動負債合計   | 4,248,293 | 5,495,794 |

## 固定負債

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 退職給付引当金   | 1,106,561 | 1,253,790 |
| 役員退職慰労引当金 | 19,950    | 25,400    |
| 繰延税金負債    | -         | 13,483    |
| 固定負債合計    | 1,126,511 | 1,292,673 |
| 負債合計      | 5,374,805 | 6,788,467 |

純資産の部

株主資本

|          |            |            |
|----------|------------|------------|
| 資本金      | 10,000,000 | 10,000,000 |
| 資本剰余金    |            |            |
| 資本準備金    | 8,281,840  | 8,281,840  |
| 資本剰余金合計  | 8,281,840  | 8,281,840  |
| 利益剰余金    |            |            |
| 利益準備金    | 139,807    | 139,807    |
| その他利益剰余金 |            |            |
| 配当準備積立金  | 120,000    | 120,000    |
| 研究開発積立金  | 70,000     | 70,000     |
| 別途積立金    | 350,000    | 350,000    |
| 繰越利益剰余金  | 20,276,469 | 23,998,814 |
| 利益剰余金合計  | 20,956,276 | 24,678,621 |
| 株主資本合計   | 39,238,116 | 42,960,461 |

評価・換算差額等

|              |           |           |
|--------------|-----------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | 1,236,049 | 1,696,385 |
| 評価・換算差額等合計   | 1,236,049 | 1,696,385 |

純資産合計

40,474,166 44,656,846

負債・純資産合計

45,848,971 51,445,314

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

|        | 前事業年度<br>(自 平成25年4月 1 日<br>至 平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日) |
|--------|------------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業収益   |                                          |                                        |
| 委託者報酬  | 12,436,743                               | 15,670,934                             |
| 運用受託報酬 | 6,674,387                                | 7,825,480                              |
| 投資助言報酬 | 791,350                                  | 872,448                                |
| 業務受託料  | 47,100                                   | 47,100                                 |
| 営業収益計  | 19,949,580                               | 24,415,963                             |
| 営業費用   |                                          |                                        |
| 支払手数料  | 5,367,041                                | 6,834,391                              |

|              |    |           |    |            |
|--------------|----|-----------|----|------------|
| 広告宣伝費        |    | 13,397    |    | 28,551     |
| 公告費          |    | 161       |    | -          |
| 調査費          |    | 3,767,832 |    | 4,581,959  |
| 支払運用委託報酬     |    | 1,587,647 |    | 1,811,448  |
| 支払投資助言報酬     |    | 1,228,668 |    | 1,722,179  |
| 委託調査費        |    | 66,025    |    | 80,518     |
| 調査費          |    | 885,490   |    | 967,812    |
| 委託計算費        |    | 128,890   |    | 148,832    |
| 営業雑経費        |    | 538,997   |    | 581,870    |
| 通信費          |    | 55,199    |    | 53,825     |
| 印刷費          |    | 147,275   |    | 170,610    |
| 協会費          |    | 20,172    |    | 21,379     |
| その他営業雑経費     |    | 316,349   |    | 336,053    |
| 営業費用計        |    | 9,816,320 |    | 12,175,604 |
| 一般管理費        |    |           |    |            |
| 役員報酬         | ※1 | 63,866    | ※1 | 62,272     |
| 給料・手当        |    | 2,906,149 |    | 2,905,979  |
| 賞与引当金繰入額     |    | 766,843   |    | 782,365    |
| 賞与           |    | 248,914   |    | 237,611    |
| 福利厚生費        |    | 569,577   |    | 532,618    |
| 退職給付費用       |    | 241,558   |    | 283,064    |
| 役員退職慰労引当金繰入額 |    | 7,300     |    | 7,250      |
| その他人件費       |    | 97,103    |    | 101,498    |
| 不動産賃借料       |    | 574,467   |    | 544,587    |
| その他不動産経費     |    | 26,330    |    | 25,737     |
| 交際費          |    | 14,005    |    | 20,059     |
| 旅費交通費        |    | 79,754    |    | 100,791    |
| 固定資産減価償却費    |    | 511,498   |    | 440,227    |
| 租税公課         |    | 93,822    |    | 104,874    |
| 業務委託費        |    | 208,262   |    | 194,856    |
| 器具備品費        |    | 143,717   |    | 156,991    |
| 保守料          |    | 83,044    |    | -          |
| 保険料          |    | 59,043    |    | 56,700     |
| 諸経費          |    | 48,305    |    | 135,187    |
| 一般管理費計       |    | 6,743,562 |    | 6,692,676  |
| 営業利益         |    | 3,389,697 |    | 5,547,682  |
| 営業外収益        |    |           |    |            |
| 受取利息         |    | 166       |    | 274        |

|              |    |           |    |           |
|--------------|----|-----------|----|-----------|
| 有価証券利息       |    | 76,250    |    | 70,792    |
| 受取配当金        | ※4 | 81,042    | ※4 | 177,354   |
| 為替差益         |    | 20,176    |    | 31,164    |
| その他営業外収益     |    | 13,559    |    | 6,906     |
| 営業外収益計       |    | 191,194   |    | 286,492   |
| 営業外費用        |    |           |    |           |
| 控除対象外消費税     |    | 4,451     |    | 19,444    |
| その他営業外費用     |    | 1,182     |    | 6,244     |
| 営業外費用計       |    | 5,634     |    | 25,689    |
| 経常利益         |    | 3,575,257 |    | 5,808,485 |
| 特別利益         |    |           |    |           |
| 投資有価証券売却益    |    | 1,377     |    | 366,068   |
| 投資有価証券償還益    |    | 102,298   |    | 15,343    |
| 特別利益計        |    | 103,675   |    | 381,411   |
| 特別損失         |    |           |    |           |
| 投資有価証券償還損    |    | 6,903     |    | -         |
| 固定資産除却損      | ※3 | 8,924     | ※3 | 8,042     |
| 事故損失賠償金      | ※2 | 2,387     | ※2 | 25,550    |
| 寄付金          |    | 142,550   |    | -         |
| 特別損失計        |    | 160,764   |    | 33,593    |
| 税引前当期純利益     |    | 3,518,168 |    | 6,156,304 |
| 法人税、住民税及び事業税 |    | 1,474,066 |    | 2,284,237 |
| 法人税等調整額      |    | △95,320   |    | 14,162    |
| 法人税等合計       |    | 1,378,745 |    | 2,298,400 |
| 当期純利益        |    | 2,139,422 |    | 3,857,904 |

### （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月 1 日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

|  | 株主資本 |           |             |           |             |             |           |             | 株主資本<br>合計 |             |
|--|------|-----------|-------------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|
|  | 資本金  | 資本剰余金     |             | 利益剰余金     |             |             |           | 利益剰余<br>金合計 |            |             |
|  |      | 資本準備<br>金 | 資本剰余<br>金合計 | 利益準備<br>金 | その他利益剰余金    |             |           |             |            |             |
|  |      |           |             |           | 配当準備<br>積立金 | 研究開発<br>積立金 | 別途積立<br>金 |             |            | 繰越利益<br>剰余金 |

|                         |            |           |           |         |         |        |         |            |            |            |
|-------------------------|------------|-----------|-----------|---------|---------|--------|---------|------------|------------|------------|
| 当期首残高                   | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840 | 139,807 | 120,000 | 70,000 | 350,000 | 18,272,607 | 18,952,414 | 37,234,254 |
| 当期変動額                   |            |           |           |         |         |        |         |            |            |            |
| 剰余金の配当                  | -          | -         | -         | -       | -       | -      | -       | △135,560   | △135,560   | △135,560   |
| 当期純利益                   | -          | -         | -         | -       | -       | -      | -       | 2,139,422  | 2,139,422  | 2,139,422  |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | -          | -         | -         | -       | -       | -      | -       | -          | -          | -          |
| 当期変動額合計                 | -          | -         | -         | -       | -       | -      | -       | 2,003,862  | 2,003,862  | 2,003,862  |
| 当期末残高                   | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840 | 139,807 | 120,000 | 70,000 | 350,000 | 20,276,469 | 20,956,276 | 39,238,116 |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産<br>合計  |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
|                         | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算差<br>額等合計 |            |
| 当期首残高                   | 846,135          | 846,135        | 38,080,390 |
| 当期変動額                   |                  |                |            |
| 剰余金の配当                  | -                | -              | △135,560   |
| 当期純利益                   | -                | -              | 2,139,422  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 389,913          | 389,913        | 389,913    |
| 当期変動額合計                 | 389,913          | 389,913        | 2,393,775  |
| 当期末残高                   | 1,236,049        | 1,236,049      | 40,474,166 |

当事業年度(自 平成26年4月 1 日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

|       | 株主資本       |           |             |           |             |             |           |             |             | 株主資本<br>合計 |
|-------|------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|------------|
|       | 資本金        | 資本剰余金     |             | 利益剰余金     |             |             |           |             | 利益剰余<br>金合計 |            |
|       |            | 資本準備<br>金 | 資本剰余<br>金合計 | 利益準備<br>金 | その他利益剰余金    |             |           |             |             |            |
|       |            |           |             |           | 配当準備<br>積立金 | 研究開発<br>積立金 | 別途積立<br>金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |
| 当期首残高 | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840   | 139,807   | 120,000     | 70,000      | 350,000   | 20,276,469  | 20,956,276  | 39,238,116 |
| 当期変動額 |            |           |             |           |             |             |           |             |             |            |

|                         |            |           |           |         |         |        |         |            |            |            |
|-------------------------|------------|-----------|-----------|---------|---------|--------|---------|------------|------------|------------|
| 剰余金の配当                  | -          | -         | -         | -       | -       | -      | -       | △135,560   | △135,560   | △135,560   |
| 当期純利益                   | -          | -         | -         | -       | -       | -      | -       | 3,857,904  | 3,857,904  | 3,857,904  |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | -          | -         | -         | -       | -       | -      | -       | -          | -          | -          |
| 当期変動額合計                 | -          | -         | -         | -       | -       | -      | -       | 3,722,344  | 3,722,344  | 3,722,344  |
| 当期末残高                   | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840 | 139,807 | 120,000 | 70,000 | 350,000 | 23,998,814 | 24,678,621 | 42,960,461 |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産<br>合計  |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差<br>額等合計 |            |
| 当期首残高                   | 1,236,049        | 1,236,049      | 40,474,166 |
| 当期変動額                   |                  |                |            |
| 剰余金の配当                  | -                | -              | △135,560   |
| 当期純利益                   | -                | -              | 3,857,904  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 460,336          | 460,336        | 460,336    |
| 当期変動額合計                 | 460,336          | 460,336        | 4,182,680  |
| 当期末残高                   | 1,696,385        | 1,696,385      | 44,656,846 |

## 注記事項 （重要な会計方針）

| 項目                 | 当事業年度<br>（自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日）                                                                                                      |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>① 満期保有目的の債券<br/>償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>② その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> |



|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          | <p>時価のないもの<br/>…移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>③ 関係会社株式<br/>移動平均法に基づく原価法によっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2. 固定資産の減価償却の方法          | <p>① 有形固定資産<br/>定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>② 無形固定資産<br/>定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>                                                                                                                                                                               |
| 3. 引当金の計上基準              | <p>① 賞与引当金<br/>従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金<br/>従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。<br/>なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金<br/>役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> |
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | <p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 5. リース取引の処理方法            | <p>平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 6. 消費税等の会計処理             | <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

（貸借対照表関係）

|                                  |                       |                       |
|----------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| ※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 |                       |                       |
|                                  | 前事業年度<br>(平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(平成27年3月31日) |
| 建物                               | 254,648千円             | 272,378千円             |
| 車両                               | 6,004                 | 6,425                 |
| 器具備品                             | 520,399               | 481,704               |
| 計                                | 781,053               | 760,508               |

（損益計算書関係）

|                                                       |                                         |                                         |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| ※ 1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。                            |                                         |                                         |
| 取締役                                                   | 180,000千円                               |                                         |
| 監査役                                                   | 40,000千円                                |                                         |
| ※ 2. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。 |                                         |                                         |
| ※ 3. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。                          |                                         |                                         |
|                                                       | 前事業年度<br>(自 平成25年4月 1日<br>至 平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成26年4月 1日<br>至 平成27年3月31日) |
| 器具備品                                                  | 8,924千円                                 | 4,128千円                                 |
| その他                                                   | —                                       | 3,914                                   |
| 計                                                     | 8,924                                   | 8,042                                   |
| ※ 4. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。                     |                                         |                                         |
|                                                       | 前事業年度<br>(自 平成25年4月 1日<br>至 平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成26年4月 1日<br>至 平成27年3月31日) |
| 関係会社からの受取配当金                                          | —                                       | 41,126千円                                |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

|       | 当事業年度期首<br>株式数<br>(千株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(千株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(千株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(千株) |
|-------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|
| 発行済株式 |                        |                        |                        |                       |
| 普通株式  | 108                    | —                      | —                      | 108                   |
| 合計    | 108                    | —                      | —                      | 108                   |

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

平成25年6月24日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 株式の種類    | 普通株式       |
| 配当金の総額   | 135,560千円  |
| 1株当たり配当額 | 1,250円     |
| 基準日      | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成25年6月24日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|          |            |
|----------|------------|
| 株式の種類    | 普通株式       |
| 配当金の総額   | 135,560千円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 1,250円     |
| 基準日      | 平成26年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成26年6月26日 |

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数

|       | 当事業年度期首<br>株式数<br>(千株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(千株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(千株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(千株) |
|-------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|
| 発行済株式 |                        |                        |                        |                       |
| 普通株式  | 108                    | —                      | —                      | 108                   |
| 合計    | 108                    | —                      | —                      | 108                   |

## 2. 配当に関する事項

## ①配当金支払額

平成26年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 株式の種類    | 普通株式       |
| 配当金の総額   | 135,560千円  |
| 1株当たり配当額 | 1,250円     |
| 基準日      | 平成26年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成26年6月26日 |

## ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

|          |            |
|----------|------------|
| 株式の種類    | 普通株式       |
| 配当金の総額   | 135,560千円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 1,250円     |
| 基準日      | 平成27年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成27年6月25日 |

## (リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

## 所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。

## ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：千円)

|      | 前事業年度（平成26年3月31日） |            |         |
|------|-------------------|------------|---------|
|      | 取得価額相当額           | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
| 器具備品 | 862               | 762        | 100     |

(単位：千円)

|      | 当事業年度（平成27年3月31日） |            |         |
|------|-------------------|------------|---------|
|      | 取得価額相当額           | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
| 器具備品 | —                 | —          | —       |

## ② 未経過リース料期末残高相当額等 (単位：千円)

|     | 前事業年度<br>(平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(平成27年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 1年内 | 107                   | —                     |
| 1年超 | —                     | —                     |

|    |     |   |
|----|-----|---|
| 合計 | 107 | — |
|----|-----|---|

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)

|          | 前事業年度<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日) |
|----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 支払リース料   | 186                                    | 108                                    |
| 減価償却費相当額 | 172                                    | 100                                    |
| 支払利息相当額  | 6                                      | 1                                      |

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含まれておりません(注2)を参照下さい。

前事業年度(平成26年3月31日)

(単位：千円)

|           | 貸借対照表<br>計上額 | 時価         | 差額     |
|-----------|--------------|------------|--------|
| ① 現金・預金   | 1,509,845    | 1,509,845  | —      |
| ② 有価証券    |              |            |        |
| 満期保有目的の債券 | 4,626,076    | 4,632,360  | 6,283  |
| その他有価証券   | 2,699,730    | 2,699,730  | —      |
| ③ 投資有価証券  |              |            |        |
| 満期保有目的の債券 | 23,227,190   | 23,299,720 | 72,529 |
| その他有価証券   | 7,864,894    | 7,864,894  | —      |

当事業年度(平成27年3月31日)

(単位：千円)

|         | 貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額 |
|---------|--------------|-----------|----|
| ① 現金・預金 | 3,488,730    | 3,488,730 | —  |
| ② 有価証券  |              |           |    |

|           |            |            |        |
|-----------|------------|------------|--------|
| 満期保有目的の債券 | 5,209,385  | 5,215,010  | 5,624  |
| ③ 投資有価証券  |            |            |        |
| 満期保有目的の債券 | 22,414,879 | 22,498,520 | 83,640 |
| その他有価証券   | 13,194,837 | 13,194,837 | —      |

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## ①現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## ②有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

## ③投資有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分     | 前事業年度<br>(平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(平成27年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式  | 67,500                | 67,500                |
| 関係会社株式 | 66,222                | 66,222                |

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成26年3月31日)

|                   | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金             | 1,509,845    | —                   | —                    | —            |
| 有価証券及び投資有価証券      |              |                     |                      |              |
| 満期保有目的の債券         |              |                     |                      |              |
| 国債・地方債等           | 4,600,000    | 23,200,000          | —                    | —            |
| その他有価証券のうち満期があるもの |              |                     |                      |              |
| その他(注)            | 4,888,361    | 3,035,620           | 1,624,417            | 3,044        |
| 合計                | 10,998,206   | 26,235,620          | 1,624,417            | 3,044        |

(注) 投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

当事業年度(平成27年3月31日)

|  | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
|--|--------------|---------------------|----------------------|--------------|

|                   |           |            |           |       |
|-------------------|-----------|------------|-----------|-------|
| 現金・預金             | 3,488,730 | —          | —         | —     |
| 有価証券及び投資有価証券      |           |            |           |       |
| 満期保有目的の債券         |           |            |           |       |
| 国債・地方債等           | 5,200,000 | 22,400,000 | —         | —     |
| その他有価証券のうち満期があるもの |           |            |           |       |
| その他（注）            | 990,647   | 9,384,052  | 1,683,297 | 3,372 |
| 合計                | 9,679,377 | 31,784,052 | 1,683,297 | 3,372 |

（注）投資信託受益証券、国債であります。

## （有価証券関係）

### 1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成26年3月31日）

|                            | 種類         | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------------|------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照<br>表計上額を超え<br>るもの  | (1)国債・地方債等 | 26,554,298       | 26,634,680 | 80,381     |
|                            | (2)社債      | —                | —          | —          |
|                            | (3)その他     | —                | —          | —          |
|                            | 小計         | 26,554,298       | 26,634,680 | 80,381     |
| 時価が貸借対照<br>表計上額を超え<br>ないもの | (1)国債・地方債等 | 1,298,967        | 1,297,400  | △1,567     |
|                            | (2)社債      | —                | —          | —          |
|                            | (3)その他     | —                | —          | —          |
|                            | 小計         | 1,298,967        | 1,297,400  | △1,567     |
| 合計                         |            | 27,853,266       | 27,932,080 | 78,813     |

当事業年度（平成27年3月31日）

|                            | 種類         | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------------|------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照<br>表計上額を超え<br>るもの  | (1)国債・地方債等 | 26,620,113       | 26,710,130 | 90,016     |
|                            | (2)社債      | —                | —          | —          |
|                            | (3)その他     | —                | —          | —          |
|                            | 小計         | 26,620,113       | 26,710,130 | 90,016     |
| 時価が貸借対照<br>表計上額を超え<br>ないもの | (1)国債・地方債等 | 1,004,151        | 1,003,400  | △751       |
|                            | (2)社債      | —                | —          | —          |
|                            | (3)その他     | —                | —          | —          |
|                            | 小計         | 1,004,151        | 1,003,400  | △751       |
| 合計                         |            | 27,624,265       | 27,713,530 | 89,264     |

### 2. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

|  | 種類 | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価または<br>償却原価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--|----|------------------|-------------------------|------------|
|--|----|------------------|-------------------------|------------|

|                             |            |            |           |           |
|-----------------------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの  | (1)株式      | —          | —         | —         |
|                             | (2)債券      | 1,799,820  | 1,799,764 | 55        |
|                             | ①国債・地方債等   | 1,799,820  | 1,799,764 | 55        |
|                             | ②社債        | —          | —         | —         |
|                             | ③その他       | —          | —         | —         |
|                             | (3)その他（注１） | 7,295,640  | 5,502,350 | 1,793,290 |
|                             | 小計         | 9,095,460  | 7,302,114 | 1,793,345 |
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの | (1)株式      | —          | —         | —         |
|                             | (2)債券      | 899,910    | 899,912   | △2        |
|                             | ①国債・地方債等   | 899,910    | 899,912   | △2        |
|                             | ②社債        | —          | —         | —         |
|                             | ③その他       | —          | —         | —         |
|                             | (3)その他（注１） | 569,254    | 583,000   | △13,745   |
|                             | 小計         | 1,469,164  | 1,482,912 | △13,748   |
| 合計                          |            | 10,564,624 | 8,785,027 | 1,779,597 |

## 当事業年度（平成27年3月31日）

|                             | 種類         | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価または<br>償却原価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------------------------|------------|------------------|-------------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの  | (1)株式      | —                | —                       | —          |
|                             | (2)債券      | 3,113,940        | 3,105,255               | 8,684      |
|                             | ①国債・地方債等   | 3,113,940        | 3,105,255               | 8,684      |
|                             | ②社債        | —                | —                       | —          |
|                             | ③その他       | —                | —                       | —          |
|                             | (3)その他（注１） | 7,809,441        | 5,421,939               | 2,387,501  |
|                             | 小計         | 10,923,381       | 8,527,195               | 2,396,186  |
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの | (1)株式      | —                | —                       | —          |
|                             | (2)債券      | 1,900,070        | 1,902,293               | △2,223     |
|                             | ①国債・地方債等   | 1,900,070        | 1,902,293               | △2,223     |
|                             | ②社債        | —                | —                       | —          |
|                             | ③その他       | —                | —                       | —          |
|                             | (3)その他（注１） | 371,386          | 376,170                 | △4,783     |
|                             | 小計         | 2,271,456        | 2,278,463               | △7,006     |
| 合計                          |            | 13,194,837       | 10,805,658              | 2,389,179  |

（注１）投資信託受益証券等であります。

（注２）非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円、前事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

### ３．売却したその他有価証券

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

| 種類     | 売却額（千円） | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|--------|---------|------------|------------|
| (1)株式  | —       | —          | —          |
| (2)債券  | —       | —          | —          |
| (3)その他 | 256,377 | 1,377      | —          |
| 合計     | 256,377 | 1,377      | —          |

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

| 種類     | 売却額（千円）   | 売却益の合計（千円） | 売却損の合計（千円） |
|--------|-----------|------------|------------|
| (1)株式  | —         | —          | —          |
| (2)債券  | —         | —          | —          |
| (3)その他 | 1,249,329 | 366,068    | —          |
| 合計     | 1,249,329 | 366,068    | —          |

## （デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## （退職給付関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 929,869 千円 |
| 退職給付費用       | 212,344    |
| 退職給付の支払額     | △35,652    |
| 退職給付引当金の期末残高 | 1,106,561  |

## （2）退職給付費用

|                |            |
|----------------|------------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 212,344 千円 |
|----------------|------------|

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、44,191千円であります。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）



## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

### （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|              |              |
|--------------|--------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 1,106,561 千円 |
| 退職給付費用       | 215,268      |
| 退職給付の支払額     | △68,039      |
| 退職給付引当金の期末残高 | 1,253,790    |

### （2）退職給付費用

|                |            |
|----------------|------------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 215,268 千円 |
|----------------|------------|

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、44,254千円であります。

## （税効果会計関係）

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

|           | 前事業年度<br>(平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(平成27年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| (流動資産)    |                       |                       |
| 繰延税金資産    |                       |                       |
| 賞与引当金     | 274,274 千円            | 260,708 千円            |
| 未払事業税     | 98,319                | 120,645               |
| その他       | 33,928                | 36,064                |
| 繰延税金資産合計  | 406,523               | 417,418               |
| 繰延税金負債    |                       |                       |
| 有価証券評価差額  | 19                    | —                     |
| 繰延税金負債合計  | 19                    | —                     |
| 繰延税金資産の純額 | 406,503               | 417,418               |
| (固定資産)    |                       |                       |
| 繰延税金資産    |                       |                       |
| 退職給付引当金   | 394,378               | 405,952               |

|                 |         |         |
|-----------------|---------|---------|
| 税務上の繰延資産償却超過額   | 7,110   | 4,573   |
| 役員退職慰労引当金       | 3,835   | 8,214   |
| 投資有価証券評価損       | 486,598 | 406,043 |
| 投資有価証券評価差額      | 4,898   | 2,266   |
| その他             | 2,461   | 1,703   |
| 小計              | 899,283 | 828,753 |
| 評価性引当額          | △97,929 | △90,623 |
| 繰延税金資産合計        | 801,354 | 738,130 |
| 繰延税金負債          |         |         |
| 特別分配金否認         | 92,089  | 56,555  |
| 投資有価証券評価差額      | 548,424 | 695,058 |
| 繰延税金負債合計        | 640,514 | 751,613 |
| 繰延税金資産(△は負債)の純額 | 160,839 | △13,483 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| 前事業年度<br>(平成26年3月31日) |           | 当事業年度<br>(平成27年3月31日) |           |
|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 法定実効税率                | 38.01 %   | 法定実効税率                | 35.64 %   |
| (調整)                  |           | (調整)                  |           |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目    | 0.15      | 交際費等永久に損金に算入されない項目    | 0.09      |
| 住民税均等割                | 0.17      | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目  | △<br>0.26 |
| 税率変更に伴う影響             | 0.98      | 住民税均等割                | 0.09      |
| 特定外国子会社留保金課税          | 0.67      | 税率変更に伴う影響             | 1.63      |
| 所得拡大促進税制による特別控除額      | △<br>0.60 | 特定外国子会社留保金課税          | 0.44      |
| その他                   | △<br>0.20 | 所得拡大促進税制による特別控除額      | △<br>0.37 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率     | 39.19     | その他                   | 0.06      |
|                       |           | 税効果会計適用後の法人税等の負担率     | 37.33     |

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%に、それぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が32,758千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が100,766千円、その他有価証券評価差額金が68,007千円、それぞれ増加しております。

#### （セグメント情報等）

##### 〔セグメント情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### 〔関連情報〕

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

##### 1. サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### （1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### （2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称      | 営業収益      |
|------------|-----------|
| 日本生命保険相互会社 | 3,851,374 |

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

##### 1. サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### （1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### （2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|-------|------|
|-------|------|

|            |           |
|------------|-----------|
| 日本生命保険相互会社 | 4,553,051 |
|------------|-----------|

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

| 種類  | 会社等の名称     | 所在地       | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合      | 関連当事者との関係         |        | 取引の内容     | 取引金額<br>(千円) | 科目       | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------|-----------|-------------------|-------|-----------------|-------------------|--------|-----------|--------------|----------|--------------|
|     |            |           |                   |       |                 | 役員の兼任等            | 事業上の関係 |           |              |          |              |
| 親会社 | 日本生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区 | 250,000           | 生命保険業 | (被所有) 直接 90.00% | 兼任有<br>出向有<br>転籍有 | 営業取引   | 運用受託報酬の受取 | 3,139,318    | 未収運用受託報酬 | 738,331      |
|     |            |           |                   |       |                 |                   |        | 投資助言報酬の受取 | 664,956      | 未収投資助言報酬 | 151,082      |
|     |            |           |                   |       |                 |                   |        | 業務受託料の受取  | 47,100       | -        | -            |

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

| 種類  | 会社等の名称     | 所在地       | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合      | 関連当事者との関係         |        | 取引の内容     | 取引金額<br>(千円) | 科目       | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------|-----------|-------------------|-------|-----------------|-------------------|--------|-----------|--------------|----------|--------------|
|     |            |           |                   |       |                 | 役員の兼任等            | 事業上の関係 |           |              |          |              |
| 親会社 | 日本生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区 | 200,000           | 生命保険業 | (被所有) 直接 90.00% | 兼任有<br>出向有<br>転籍有 | 営業取引   | 運用受託報酬の受取 | 3,829,599    | 未収運用受託報酬 | 767,087      |
|     |            |           |                   |       |                 |                   |        | 投資助言報酬の受取 | 676,352      | 未収投資助言報酬 | 158,782      |
|     |            |           |                   |       |                 |                   |        | 業務受託料の受取  | 47,100       | -        | -            |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

|           | 前事業年度<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日) |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 373,212円65銭                            | 411,781円19銭                            |

|              |            |            |
|--------------|------------|------------|
| 1株当たり当期純利益金額 | 19,727円63銭 | 35,573円77銭 |
|--------------|------------|------------|

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              | 前事業年度<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日) |
|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期純利益        | 2,139,422千円                            | 3,857,904千円                            |
| 普通株主に帰属しない金額 | —                                      | —                                      |
| 普通株式に係る当期純利益 | 2,139,422千円                            | 3,857,904千円                            |
| 期中平均株式数      | 108千株                                  | 108千株                                  |

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### ① 定款の変更等

平成27年6月25日に開催された定時株主総会において、定款の「監査役責任免除」にかかる条項の追加が決議されました。

### ② 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### （1）受託会社

##### a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

平成27年3月末現在、324,279百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

#### （参考）再信託受託会社の概況

##### a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

平成27年3月末現在、10,000百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### （2）販売会社

（平成27年3月末現在）

| a. 名称                 | b. 資本金の額  | c. 事業の内容                      |
|-----------------------|-----------|-------------------------------|
| 高木証券株式会社              | 11,069百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500百万円 |                               |
| 楽天証券株式会社              | 7,495百万円  |                               |
| 株式会社SBI証券             | 47,937百万円 |                               |

### 2【関係業務の概要】

#### （1）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

#### （2）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

|             |               |
|-------------|---------------|
| 平成26年12月25日 | 有価証券報告書       |
|             | 有価証券届出書       |
| 平成27年6月25日  | 半期報告書         |
|             | 有価証券届出書の訂正届出書 |

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月5日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

小暮和敏

印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

大竹 新

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見



当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月16日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

松崎雅則

印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ日本ストラテジックオープンの平成26年9月26日から平成27年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ日本ストラテジックオープンの平成27年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。